

# CORPORATE CATALYST INDIA PVT LTD

(in joint venture with SCS Global)



インドでの通常業務に関する  
法令遵守 >>



[www.cci.in](http://www.cci.in)

インドにおいてビジネスを開始すると、その形態が駐在員オフィス(LO)、プロジェクトオフィス(PO)、支店(BO)、あるいは会社(CO)に関わらず、インドの規定に従う必要がある。以下、日々のビジネスに継続して影響する主な項目である。

## 1 会計と給与支払

### 1.1 会計

すべてのインドでの事業体はインドGAAP(インド会計原則)に従い記帳する必要がある。会計年度は暦年基準あるいは、自身のグローバルな基準に合わせて自由に設定することができるが、所得税法の下では4月1日から3月31日までの課税年度を採用する事が義務付けられている。

対象： **CO** **LO** **PO** **BO**

### 1.2 従業員の給与

事業を進める上で、所得税法や就業規則に基づき適切な雇用契約を作成する必要がある。コンプライアンスの観点からは、月ごとの給与支払い、給与明細の発行、労働法の下での通常の規定の遵守などが求められる。さらに給与は設立時、改定時もしくは法令の改訂時に内容の構築・見直しが行われる。

対象： **CO** **LO** **PO** **BO**

## 2 監査

### 2.1 法定監査

インドの会社法により、財務諸表はインドの勅許会計士による監査が必要とされる。これらの監査済み会計情報はROC(登記局)に、場合によってはRBI(インド準備銀行)にも提出が要求される。

対象： **CO** **LO** **PO** **BO**

### 2.2 税務監査(所得税に関して)

売上が6,000,000ルピー(約132,500USD)を超える場合、インド所得税法の特定の規定の下での追加の監査及びインドの勅許会計士による証明が要求される。

対象： **CO** **PO** **BO**

### 2.3 内部監査

払込資本が5,000,000ルピー(約110,400USD)を超える場合もしくは売上が50,000,000ルピー(約1,104,100USD)を超える会社は内部統制に関する証明が要求される。該当する場合、勅許会計士に外注するか、あるいは自社で担当部門を立ち上げる事になる。大会社の場合、後者がより一般的である。

対象： **CO**

### 3 直接税

#### 3.1 法人税

年次の税金支払い額を決定し、通常「予納税」と言われる分割納付スケジュールでの支払を行う必要がある。遅延、延期、あるいは不適切な計算にはペナルティが課せられる。年度末には、監査済み財務諸表と税務監査報告書とともに年次申告書の提出が要求される。2011 12年の会計年度の場合、予納税は6月15日 (15%)、9月15日 (45%)、12月15日 (75%)、3月15日 (100%)までにそれぞれ支払を行い、年次申告書は2012年の9月30日までに提出する必要がある。

対象： CO PO BO

#### 3.2 移転価格

グループ会社とのクロスボーダー取引はインド移転価格税制の対象となる。書類の整備やグループ会社との取引は第三者価格により行われておりその利益は適切にインドの事業体によって報告されている事を確認するインドの勅許会計士による証明を主に要求するものである。

対象： CO PO BO

#### 3.3 源泉徴収税

支払相手	課税されるケース	源泉徴収 (%) *	納付期日	報告書
従業員	課税対象給与がある場合	規定に基づく	支払後7日以内	
受託業者	年間の支払いがインドルピーで20,000ルピー(約500USD)を超える場合	2	支払の翌月7日	インド課税当局に4半期ごとに
大家	年間の賃貸料がインドルピーで180,000ルピー(約4,000USD)を超える場合	10		
専門家	年間の支払いがインドルピーで30,000ルピー(約670USD)を超える場合	10		

\* : 加算税と教育税が加算される

対象： CO LO PO BO

### 3.4 駐在員個人所得税

インドに駐在する駐在員はその報酬に関して税金を支払う必要がある。課税される給与の構成要素は現地従業員に適用されるものと同様であるが、インドと親会社の所在する国の二重課税回避協定による控除を受けることができる場合がある。駐在員は7月31日までに個人所得税の年次申告書をインド課税当局に提出する必要がある。またインドでの滞在が180日を超える可能性がある場合、すべての外国人はインド到着から14日以内に外国人登録事務所(FRRO)に登録する必要がある。

対象：  CO  LO  PO  BO

## 4 間接税

### 4.1 物品税

製造会社はインド内で製造する商品に対して物品税を支払う必要がある。物品税は製品により異なり、製品の移動に対し定期的に物品税の納付が要求される。さらに、詳細な在庫記録、最終製品への課税額や投入資材に対する税額控除額等に関する帳簿記録を整備し、年間の申告書（提出日は事業に依存）を提出する必要がある。

対象：  CO

### 4.2 関税

クロスボーダー取引を行う場合、関税規則に従う必要がある。税率は品目より様々である。規則には、関税額の測定や通関手続き前の入金に関する事項などが定められている。

対象：  CO  PO  BO

### 4.3 サービス税

特定のサービスを提供する場合は請求額に10%のサービス税プラス教育税が課せられる。徴収した税金の月次での納付と、4月25日と10月25日の年2回、課税当局への申告書の提出が必要となる。

対象：  CO  PO  BO

### 4.4 中央売上税 (GST) 及び付加価値税 (VAT)

州間での取引をする場合CSTが課せられるが、一方で同州内の取引に対してはVATが課せられる。CSTは製品により、VATは製品及び州により様々である。徴収した税金を納付し、年2回もしくは四半期ごとに売上税当局に申告書を提出する必要がある。

対象：  CO  PO  BO

## 5 秘書役業務

インド会社法に規定された秘書役業務を遵守し、関係する会社登記局（ROC）への報告が要求される。これは以下を含む

項目	対象			
オフィスの移動	CO	LO	PO	BO
取締役や権限をもつ				
代表者の変更	CO	LO	PO	BO
取締役会議事録、				
法定登記事項の具備	CO			
ROCへの年次報告書	CO	LO	PO	BO

## 6 労働法

雇用者は「積立基金(Provident Fund)」と呼ばれる政府規定の年金制度のスキームによる影響に留意する必要がある。更に、従業員の就業期間が5年を超えた場合、その従業員の退職時には特定の算式に従い計算された手当が支払われる。

対象： CO LO PO BO

この他に、従業員州保険、労使紛争法、契約労働法等に準拠する必要がある。

対象： CO PO BO

## 7 その他

Karnataka州やMaharashtra州で適用されているプロフェッショナル税、'Shop and Establishment'法等、適用されるか否かの確認が必要な州特有の規則がある。

## 8 スケジュールまとめ

項目	期限
会社法	
役員会	四半期毎（暦年基準）
定時株主総会	決算期末から180日以内
ROCへの年次報告書の提出	定時株主総会から30日以内
所得税	
法人税申告	9月30日
税務監査報告書	9月30日
移転価格報告書	11月30日
TDS申告（源泉徴収税）	四半期毎
従業員の個人所得税申告	7月31日
サービス税	10月25日、4月25日

（文中の記号の説明）

CO

Non-listed company  
非上場会社  
(完全子会社もしくは  
ジョイントベンチャー)

LO

Liaison Office  
駐在員オフィス

PO

Project Office  
プロジェクトオフィス

BO

Branch Office  
支店

(1 USD = 45 INR)

**Head Office : New Delhi**

Tel : +91 11 4100 9999

Fax : +91 11 4100 9990

**Ahmedabad**

Tel : +91 79 2657 4985

Fax : +91 79 2657 4986

**Bengaluru**

Tel : +91 80 4151 0751

Fax : +91 80 4113 5109

**Chennai**

Tel : +91 44 2431 2201

Fax : +91 44 2433 4613

**Gurgaon**

Tel : +91 124 4949 350

Fax : +91 124 4949 351

**Hyderabad**

Tel : +91 40 2776 0423

**Kochi**

Tel : +91 48 4232 1015

**Mumbai**

Tel : +91 22 2410 4000

Fax : +91 22 2410 6263

**Singapore**

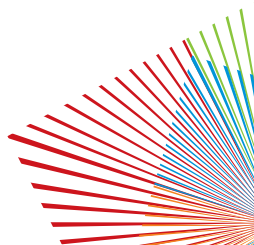
Tel : +65 6223 3708

Fax : +65 6223 4208

**Tokyo**

Tel : +81 3 6427 0780

Fax : +81 3 6427 0790

**Contact : info@asa.in**

*Building Business  
Partnerships*

[www.cci.in](http://www.cci.in)



**SCS Global**

[www.scsglobal.com](http://www.scsglobal.com)

**National Affiliates**

Chandigarh, Kolkata, Pune

**International Affiliates**

Australia, China, Dubai, France, Germany, Hong Kong, Indonesia, Ireland, Israel, Italy, Japan, Korea, Malaysia, Mauritius, Myanmar, Netherlands, Philippines, Portugal, Slovenia, Spain, Switzerland, Thailand, United Kingdom, Vietnam